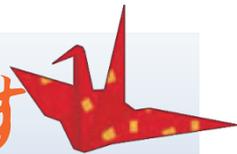


国立市富士見台 2-47-1 国立市役所南部地域まちづくり課内 TEL042-576-2111 (内 345・346)

～「農地を活かし、地域を育てゆく」を合言葉に、地域の農業振興に取り組みます。～

## 本年もよろしくお願いたします



国立市農業委員会会長

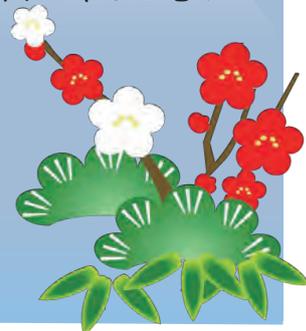
えんどう としみつ  
遠藤 利光

明けましておめでとうございます。平素より農業委員会の活動につきましてご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

去年は、コロナ禍で社会生活が様変わりし、未だに終息の兆しがみえない状況下、皆様も大変かと思えます。そのような中で、特定生産緑地の申請が始まりました。市内を3区域に分け1期から順番に申請が受け付けられています。去年は1～2期対象の農家の方が、ほぼ手続きを済まされました。また、都市農業貸借円滑化法(H30年施行)が整備され、第三者に農地を貸し出しても、相続税納税猶予を継続して受けられる事で、今後は高齢者や後継者不足で営農が難しくなった農地などの貸し手も出てくると思われれます。

農業委員会として、行政・JAと協力し、課題に取り組んでいかなければならないと考えています。

これからも、農地を守り、農家や地域の皆様に信頼されるように、先を見据えた取り組みをしてまいります。



## 農業者勉強会 兼 意見交換会を開催しました

11月19日(木)に国立市長、農業委員会、認定農者及びJA東京みどり職員による農業者勉強会兼意見交換会を開催しました。当日は市内の農業を代表する約30名の農家の皆様とともに、くにたち



▲オリジナルエコバック

野菜販売用オリジナルエコバック等の農業振興施策の検討や、営農上の課題や対策について共有を行いました。



また、東京都農業会議の松澤業務部長にもお越しいただき、平成30年から施行された都市農地貸借円滑化法についてのご説明をいただきました。

# 令和2年度「稲作体験学習会」を実施しました

## ●稲刈り

10月16日(金)に市内8校の小学5年生532名による稲刈りが、行われました。オープニングセレモニーの後、注意事項があり、2人一組になり交互に稲刈りをする事になりました。怪我をしないように注意をしながら稲刈りをし「虫が怖い」と大騒ぎの子もいましたが、無事に終了する事ができました。

11月4日(水)に、農業委員会で脱穀・籾摺りを行い、今年度は玄米で約330kg、精米は約281.6kgになり、精米は各校に届ける事ができました。

ご協力頂きました関係各位の皆様、子ども達への温かいご指導を感謝申し上げます。

(※新型コロナウイルス感染拡大の影響で、小学生による田植えは実施できなかったため、JAの皆様の協力のもと、農業委員会で田植えをしました。)



## ●ゲストスピーカー



9月に市内2校の小学5年生を対象に「稲作の流れ」や「谷保の農業の歴史」等をパネルを使ってお話しました。

今年は、新型コロナの発生により、田植えができませんでしたが、種まきから田植え、稲刈り、脱穀までの作業を勉強しました。また、稲作クイズやくにたち野菜クイズでは、活発な答えが返ってきました。特に稲作クイズで「白米が食べられるようになったのは、いつの時代でしょうか」の出題では「縄文、弥生、飛鳥、平安、江戸」など色々な答えが返ってきましたが、答えは「奈良時代です」と回答すると「稲作が始まったのは弥生時代ではないですか？」

と、鋭い質問が

あり「稲作が始まったのは弥生時代と言われていますが、その頃のお米は雑穀米と言って、黒っぽいお米だったのです。奈良時代になって貴族が白米を食べ始めたそうです」と説明すると「そうなのですか。よくわかりました」と納得してくれました。その他にも、国立の田んぼの広さや採れるお米の量、学校の稲刈りの稲の品種、1年に全国でどのくらい採れるのかなど、質問がいっぱいでした。



# 農地利用状況調査を実施しました



※農地はイメージであり、  
指導対象農地ではありません

農業委員会では、令和2年10月20日に農地法第30条に基づいて市の固定資産税係職員、都市計画係職員と共に農地利用状況調査を実施しましたが、市内農地を見回る中で、肥培管理が必要な農地が見られました。

全ての農地(生産緑地・宅地化農地など)では、肥培管理を行い「農地の有効活用」を図る必要があります。特に生産緑地及び相続税納税猶予農地は、税制上の優遇措置を受けており耕作義務が課せられています。宅地化農地についても固定資産税、都市計画税ともに評価の控除がなされています。耕作の状況により、課税の変更がなされますのでご確認下さい。農地の肥培管理を適切に行わなければ優遇措置が見直される可能性があり、また周辺の方々のご迷惑にもなります。改善が必要とされた農地については、農業委員会から改善通知を送付し、なお改善が認められない場合には指導等が行われます。今回の調査に基づき口頭、文書により指導が発生した件数は15件でした。



## 城山さとのいえより

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は新型コロナウイルス感染症の脅威にみまわれながらも、農家の方々のご協力のもと収穫体験事業で市民の皆さまにお楽しみいただくことができました。小さなお子さんからご年配のかたまで、畑での笑顔や歓声が運営スタッフをも元気にしてくださいました。くにたち野菜に親しんでいただけよう、よりいっそう頑張ってまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

下の写真は令和2年度に実施した収穫体験の一部です。左から「大根ひっこぬき体験」「じゃがいも収穫体験」「夏野菜の収穫体験」「天神米の稲刈り体験」。



# 農業者の皆様へ

## 援農ボランティアの 受入れ農家さん募集！

後継者不足や農業者の高齢化により人手不足に悩む農家さんで、農業をサポートしたい市民ボランティアを受け入れてくださる農家さんを募集しています。ご興味のある方は、国立市農業振興係まで、お問い合わせください。

※国立市農業振興係 ☎576-2111(内線345)

## くにたち野菜PRシールを ご活用ください。

国立市内で栽培された農作物にご使用できる「くにたち野菜PRシール」は市役所3階農業振興係窓口・城山さとのいえで配布しております。直売所等の販売に、ご活用ください。



※国立市農業振興係 ☎576-2111(内線345)

## 農業者年金について

農業者年金は積立方式・確定拠出型なので、保険料は将来の自らの年金給付費になります。以下の3つの条件を満たす方が対象となります。

- ①年間60日以上農業に従事している方
- ②20歳以上60歳未満の方
- ③国民年金第1号被保険者である方

## 農地法の届出について

下記のような場合は、農業委員会に届出が必要です。

- 農地の相続があった場合⇒農地法第3条
- 農地を農地以外の用途にする場合  
権利移動がない場合⇒農地法第4条  
権利移動がある場合⇒農地法第5条

## 全国農業新聞を 購読しませんか？

お届け：1週間に1度

購読料：1ヵ月あたり700円



# 特定生産緑地の指定申請のお知らせ

市では今年度、お住いのエリアごとに時期を分けて特定生産緑地の指定申請を受け付けています。

### 青色の地域にお住まいの方

平成4・5・6年に生産緑地に指定された国立市内の農地を所有しているにも関わらず、特定生産緑地の手続きをしていない方は至急、問い合わせ先までご連絡ください。特定生産緑地に指定しない場合でも「特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書」の提出が必要です。

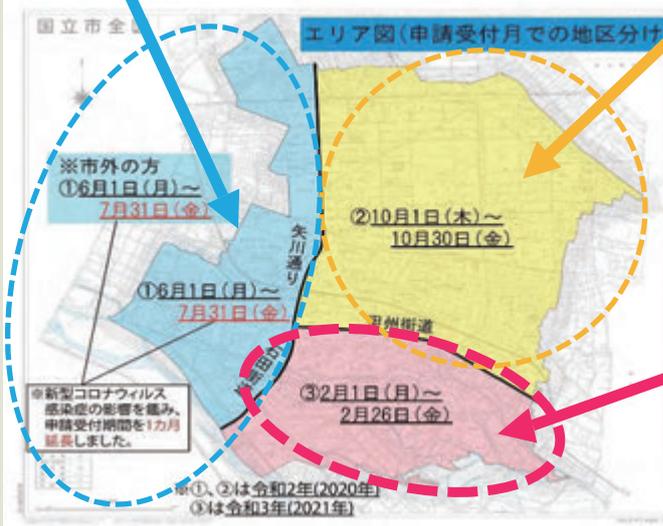
### 黄色の地域にお住まいの方

平成4・5・6年に生産緑地に指定された国立市内の農地を所有しているにも関わらず、特定生産緑地の手続きをしていない方は至急、問い合わせ先までご連絡ください。特定生産緑地に指定しない場合でも「特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書」の提出が必要です。

※次回の受付期間(2月1日(月)～26日(金))は、エリア図の赤色の地域にお住まいの方が対象です。対象者には市から改めて申請書類一式を郵送いたしましたのでご確認ください。  
※申請の対象となる農地は、平成4・5・6年に生産緑地に指定された国立市内の農地です。

※申請書類一式は国立市ホームページからもダウンロード可能です。

※窓口での受付は平日のみ、8時30分～17時00分までとなります。



### 赤色の地域に お住まいの方

平成4・5・6年に生産緑地に指定された国立市内の農地を所有しているにも関わらず、申請書類一式が届いていない方は、お手数ですが問い合わせ先までご連絡下さい。

問い合わせ先  
都市計画課都市計画係(3階50番窓口)  
042-576-2111(内線361)